

組合員限定定期積金

はぐくみ

[取扱期間] 令和7年5月1日(木)～

店頭
金利



0.20%

払込額

月々10,000円以上

払込期間

3年以上(36回以上)

ご利用
いただける方

当JA組合員の方(個人の方)

※お預入時に組合員にご加入いただいた方も組合員金利を適用させていただきます。農家の方でなくても組合員になります。



※金利情勢等に変化があった場合、事前の通知なく金利・内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。



周南支店 0439(52)0118 周西支店 0439(52)1231 小櫃支店 0439(35)2511 久留里支店 0439(27)3251
亀山支店 0439(39)2111 小糸支店 0439(32)2591 平川支店 0438(75)2251 袖ヶ浦支店 0438(62)2231
大佐和支店 0439(65)0038 富津支店 0439(87)0717 天羽支店 0439(67)0103



JA きみつ組合員限定特別金利定期積金商品概要説明書

(2025 年 5 月 1 日現在)

商品名	組合員限定定期積金 「はぐくみ」
ご利用いただける方	・当 JA の組合員の方 ※個人に限る
期 間	・3 年以上 10 年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は 1 か月とします。 ・約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・1 回あたり 10,000 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以降に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りに（店頭表示利回り+0.2%）を満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※2037 年 1 2 月 3 1 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合：解約日における普通貯金 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合：契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店または金融部（電話 0439-70-1588）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JA バンク相談所（電話 03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融部または JA バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会）」という」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 JA バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくはお近くの JA 窓口へお問合せください。